

墨田区子育てひろば条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行				
付 則 <u>1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。</u> <u>2 次の表の左欄に掲げる子育てひろばの位置は、平成30年5月7日から墨田区規則で定める日までの間は、第1条の表の規定にかかわらず、当該右欄に掲げるとおりとする。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>位 置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>両国子育てひろば</td><td>東京都墨田区横網一丁目2番8号</td></tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	両国子育てひろば	東京都墨田区横網一丁目2番8号	付 則 この条例は、平成14年1月1日から施行する。 〔新設〕
名 称	位 置				
両国子育てひろば	東京都墨田区横網一丁目2番8号				

付 則

この条例は、平成30年5月7日から施行する。